

素案(項目)	評価委員会からの修正等意見	評価委員会からのその他意見	ご意見に対する県の考え方	修正案への反映
前文				
		パブリックコメントの意見を中期目標に盛り込んでいくことは難しいが、中期計画を作成するうえでは参考になるのではないかと。 中期目標としては素案にあるような内容が求められ、今後、法人が作成する中期計画について評価委員会で議論しながら作り上げていく必要がある。	中期目標は、5年間で業務運営を行うための大きな指針であると考えており、具体的な目標は、地方独立行政法人(以下「法人」という。)において、パブリックコメントの意見、二次救急医療機関の意見、評価委員会の意見等を参考にしながら、中期計画において5年間でどのように進めていくのか、年度計画において半年度ごとにどのように進めていくのかを示していくべきものと考えてます。	
第1 中期目標の期間				
	中期目標の期間について5年ということは妥当である。		地方独立行政法人法では中期目標期間は3年から5年と規定されていますが、地方独立行政法人化(以下「独法化」という。)のメリットを最大限発揮し、ある程度中長期的な視点に立ち目標達成に向けた柔軟な取組が行えることを考慮して5年としました。	素案のとおりとする
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
1 医療の提供				
(1) 診療機能の充実	素案に書かれている内容では、高度医療や救急医療などに特化していくのか、それとも総合的な医療体制を目指していくのか、その目指す方向が読み取りにくい。		現在、総合医療センターが担っている役割や機能が独法化後に大きく変わるものではありません。 つまり、診療機能の特化をするのではなく、これまでどおり北勢医療圏での中核的な病院としての役割を果たすとともに、総合医療センターを独法化後も県の政策医療の拠点として、これまで以上に医療水準の向上に貢献し、県民から高い評価を受ける病院にしたいと考え、高度医療の提供、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療といった分野での機能の充実を求めています。 そういった内容が分かるよう素案を修正(追記)します。	素案を修正する 【修正箇所】「(1) 診療機能の充実」の次に以下を明記。 「北勢医療圏の中核的な病院としての役割を確実に果たすとともに、以下に掲げる機能の充実について重点的に取り組むこと。」
	総合医療センターは特別な医療や先進的な医療を提供することを期待されていることから、そういった医療を提供できる施設などのハード面の整備についても、中期目標の中に盛り込む必要がある。		県としては先進的な医療の提供を求めています。それをどのように具現化するかについては、法人自らが中期計画策定の議論の中で検討することであり、それに沿ってハード面の整備についても、必要に応じて検討していくことであると考えています。	素案のとおりとする
高度医療の提供				
救急医療				
小児・周産期医療				
感染症医療				
(2) 信頼される医療の提供				
(3) 医療安全対策の徹底				
(4) 患者・県民サービスの向上				
2 非常時における医療救護等				
(1) 大規模災害発生時の対応		東日本大震災で総合医療センターも支援活動をしているが、三重県では東海・東南海・南海地震がいつ来てもおかしくない状況であり、そういった県内での非常時にもそのような役割を果たしていく必要がある。	総合医療センターは、県内唯一の基幹災害医療センターであり、ヘリポートも備えていることから、県全域での災害時には中心的な役割を担うべく活動し、患者の受入を行う拠点として大きな役割を果たさなければならないと考えています。 また、被災した地域の市町から知事に対してDMATなど職員の派遣要請が行われた場合、迅速に対応する必要があるため、独法化することで通常の病院運営では独立性を確保しながらも、非常時においては、知事の指揮命令により、最大限の活動ができるような体制を確保し迅速に対応する仕組みを担保しています。	
(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応				

素案(項目)	評価委員会からの修正等意見	評価委員会からのその他意見	ご意見に対する県の考え方	修正案への反映
3 医療に関する地域への貢献				
(1) 地域の医療機関との連携強化		総合医療センターは外来診療をなくし、医師や看護師をしっかりと確保し入院診療に特化すれば特色があることになる。	地域の医療機関との病病連携及び病診連携については、独法化後も総合医療センターが有する医療資源を活用するなどして積極的に推進し、北勢地域全体の医療の質の向上に貢献してほしいと考えています。そのために、紹介、逆紹介等を積極的に進めるなど、病診連携、病病連携を推進する方策について、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものであると考えています。	
(2) 医師不足等の解消への貢献		医師会と総合医療センターとの間で、特殊な外来とか救急外来は引き続き総合医療センターが担い、軽傷患者や安定した患者は地域の医療機関が担うといったコンセンサスはできつつあり、今後も病診連携は必要だ。	医師不足等の解消への貢献については、まずは総合医療センターが研修医や指導医など医師の集まる病院となる必要があります。そのためには、独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築や医師の働く環境の整備などにより、優れた医師の育成に積極的に取り組む必要があると考えています。そのうえで、総合医療センターで育成された優れた医師を三重大学と連携しながら医師が不足している地域の医療機関に派遣することにより、本県の医師不足等の解消に貢献してほしいと考えています。	
	総合医療センターが県のリーディングホスピタルを目指すにはハード面も充実する必要がある。研修医を集め育成していくには施設の充実も不可欠である。		優れた医師の育成に積極的に取り組むための研修プログラム等の具体的な内容については、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものであり、その中で必要な施設設備の充実についても検討していくこととなると考えています。	素案のとおりとする
4 医療に関する教育及び研修				
(1) 医師の確保・育成	連携大学院の取組は地域の勤務医の育成・確保のためには素晴らしいが、当センター内に「勤務医」が定着するための対策はまた別である。パブリックコメントの意見に対する県の回答(考え方)もその点が明確になっていない。当センターで「働きたい」と思わせる「環境・しくみづくり」を考えていく必要がある。総合医療センターで育成した医師を当センター内にどのように定着させていくのか、中期目標や中期計画の策定段階で考慮し、盛り込んでいくべきである。		医師等を院内に定着させる方策など具体的な仕組みについては、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものと考えています。	素案のとおりとする
	医師確保等について、三重大学だけに期待するのではなく、他との連携も必要。県外も含め多方面からの医師確保のルートが必要である。		医師を確保するには、総合医療センターが研修医や指導医など医師の集まる病院となる必要があります。そのためには、独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築、働く環境の整備を行い、優れた人材の育成に積極的に取り組む必要があると考えています。	素案を修正する 【修正箇所】 「三重大学と連携して指導医を確保するとともに」を「三重大学等と連携して指導医を確保するとともに」に修正
	三重大学との連携も重要であるが、場合によっては指導医の確保などは他病院、他の大学からも招聘してはどうか。		その中で三重大学との連携は欠かせないものですが、委員意見のとおり他の大学との連携を検討していくことも意義があるものと考え、素案を修正(追記)します。	
(2) 看護師の確保・育成				
(3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上				
(4) 資格の取得への支援				
(5) 医療従事者の育成への貢献	国際協力や国際交流・貢献など外国との連携に関する項目を中期目標又は中期計画などに盛り込んではどうか。		医療従事者の育成の中で、こういった国際協力や貢献ができるかについて、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものと考えています。	素案のとおりとする
		病院運営で基本になるのが「人」であり、看護師や医師の確保、人材の育成などを近隣の二次救急医療機関からも求められている。	独法化にあたって、さらに医療の高度化、専門化を図るとともに、魅力ある研修プログラムの構築や働く環境の整備を行うことで、優れた人材の確保・育成に積極的に取り組む必要があると考えており、具体的な人材の確保・育成の方策については、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものと考えています。	
		素案の内容を達成していくためには多数の人材が必要であるが、人を集めるには限界があるため、人材の質、スペシャリティが求められる。		

素案(項目)	評価委員会からの修正等意見	評価委員会からのその他意見	ご意見に対する県の考え方	修正案への反映
5 医療に関する調査及び研究				
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項				
1 適切な運営体制の構築	業務運営の改善及び効率化において適切な運営体制の構築を求めているが、抽象的であり分かりづらい。独法化のメリットを考えると、強いリーダーシップの発揮と簡素化された組織が必要である。		「医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる」ということはまさに簡素化された組織でのみ可能であると考えており、そういった意味合いも含んだ表現として、「適切な運営体制」としています。	素案のとおりとする
2 効果的・効率的な業務運営の実現		病院の組織体制について、理事長を中心として組織を形成していくことになると思うが、それが職員に理解され、実態に即した組織体制になるように充実させてほしい。	病院の組織体制は法人自らが理事長のもとで職員の理解を得ながら作り上げていくものであり、当然ながら中期目標・中期計画を達成できるような実態に即した組織体制を構築していく必要があると考えています。	
3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成	素案では、マグネットホスピタルを目指すことや、高度医療を提供することを求めているが、それを全職員に浸透させることは難しく、帰属意識を醸成させる工夫と仕組みが必要。計画にはそういった内容を盛り込んでほしい。		業務改善に継続して取り組むためには、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることが重要であり、今後、法人自らが中期計画を策定する中で議論すべきものと考えています。	素案のとおりとする
4 就労環境の向上				
5 人材の確保・育成を支えるしくみの整備				
6 事務部門の専門性の向上と効率化		第3-7「収入の確保と費用の節減」で「診療報酬制度への適切な対応」とあるが、病院においてしっかりとした対応をしないといけない。そういった意味でも事務部門の専門性は非常に重要である。 病院経営は事務部門が大事であり、病院経営に精通した職員を確保していくことが重要である。 病院は院長と事務長が車の両輪であり、医師に対して意見が言える事務部門は必要。	病院の事務職員には、高い専門性が求められますが、現在の県組織の枠組みの中では定期的な人事異動等により、病院事務に精通した職員の育成が難しい状況にあります。 総合医療センターにおいては、独法化後は法人自らがプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ることができると考えています。そのことにより、事務部門が強化(事務局機能が強化)され、理事長をサポートし、経営戦略の立案・遂行が確実に行える体制が構築できるものと考えています。	
7 収入の確保と費用の節減				
8 積極的な情報発信				
第4 財務内容の改善に関する事項				
	経常収支比率100%以上を達成」とあるのは病院運営していくうえでも当然である。中期目標は5年間であるので、初年度で達成するのかどうかなどの考え方もあるが、まずは、目標として盛り込むべきものである。		具体的目標は法人自らが定めることが望ましいと考えており、医業基盤の安定化を図るための人員配置、投資計画、財務計画等については、今後法人が自ら策定する中期計画や年度計画の中で具体的に示していくべきものと考えています。	素案のとおりとする
第5 その他業務運営に関する重要事項				
1 保健医療行政への協力				
2 法令・社会規範の遵守				